

広島市立大学社会連携センター規程

平成22年4月1日

規程第108号

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 社会連携センター運営委員会（第5条—第11条）

第3章 雑則（第12条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、広島市立大学学則（平成22年公立大学法人広島市立大学学則第1号）第6条第2項の規定に基づき、広島市立大学社会連携センター（以下「社会連携センター」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（分掌事務）

第2条 社会連携センターは、次に掲げる業務を所掌する。

- (1) 社会連携推進施策の企画及び運営に関すること。
- (2) 社会連携推進に係る業務上の連絡調整に関すること。
- (3) 社会連携に係る研究の推進に関すること。
- (4) 知的財産活動に係る企画及び運営に関すること。
- (5) 公立大学法人広島市立大学知的財産取扱規程（平成22年公立大学法人広島市立大学規程第77号）の運用に関すること。
- (6) 知的財産権の権利化、管理及び技術移転に関すること。
- (7) プロジェクト研究に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、社会連携センターの運営に関すること。

（組織）

第3条 社会連携センターに、次の職員を置く。

- (1) 社会連携センター長
- (2) 社会連携センター次長
- (3) 社会連携コーディネーター
- (4) 事務職員、技術職員その他必要な職員

（センター長）

第4条 社会連携センター長は、学長が指名し、理事長が任命するものとする。

2 社会連携センター長は、社会連携センターの運営をつかさどる。

3 社会連携センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、社会連携センター長の任期の末日は、当該社会連携センター長を任命する理事長の任期の末日以前でなければならない。

4 社会連携センター長が辞任したとき、又は欠けたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

第2章 社会連携センター運営委員会

(設置及び構成)

第5条 社会連携センターに、社会連携センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次に掲げる委員で構成する。

(1) 社会連携センター長

(2) 学部の教授会の議を経て学部長が推薦する専任の教授、准教授又は講師のうちから学長が任命する者 各学部1人

(3) 社会連携コーディネーター

(4) 前3号に掲げるもののほか、委員会が定めるところにより学長が指名する職員

3 委員の任期は、2年とする。ただし、前項第1号に掲げる委員の任期は、同号に掲げる職の任期による。

4 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

(招集)

第6条 委員会は、社会連携センター長が招集する。

2 社会連携センター長は、委員が会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を提出して委員会の招集を請求したときは、委員会を招集しなければならない。

(議事)

第7条 委員会に委員長を置き、社会連携センター長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を主宰する。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長が決するところによる。

(審議事項)

第8条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 社会連携推進に関する事項
- (2) 知的財産活動に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、社会連携センターの運営に関する重要事項

(職務代理)

第9条 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(委員以外の者の出席)

第10条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の委員会への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

2 前項の規定により委員会に出席した委員以外の者は、議決に加わる権利を有しない。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、社会連携センター連携推進室において処理する。

第3章 雑則

(委任)

第12条 この規程の施行に関し必要な事項は、社会連携センター長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

(社会連携センター長の選考の特例)

2 第4条第1項の規定にかかわらず、公立大学法人広島市立大学の成立後の最初の社会連携センター長の選考については、公立大学法人広島市立大学最初の附属施設長選考規程の定めるところによる。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。